

令和 5 年 3 月吉日

重度訪問介護養成研修講座受講の皆様へ

株式会社 アウハウス  
代表取締役 前田一成

## 教室でのマスク着用について

令和 5 年 3 月 13 日以降、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることになりますが、多くの受講生、講師の方々が現職の高齢者介護・障がい者（児）支援に携わっていることから、引き続き、講座受講時間内でのマスクの着用を必須とさせて頂いておりますので、何卒ご理解、ご協力をお願い致します。

### <根拠>

厚生労働省「マスクの着用について」より抜粋

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

#### ○ 着用が効果的な場面

・高齢者、障がい者（児）など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では、マスクの着用を推奨します。

・高齢者、障がい者（児）など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や施設、ご自宅などへ訪問する時。

#### ○ <医療機関や高齢者施設などの対応>

高齢者、障がい者（児）など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や施設、ご自宅などでの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上、又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

以上